

SHARE BASE つむぎや

シェアキッチン(チャレンジショップ)

出店者向け応募要領



2021年8月



バリュー・リノベーションズ・さの

“SHARE BASE つむぎや”の概要

「SHARE BASE つむぎや」は、泉佐野市の中心市街地エリア周辺の出店マインドを高めるため、南海泉佐野駅近くの空き店舗を活用し、初期投資を抑えた形態により、まちでチャレンジする機運を高めるため、シェアオフィス、シェアキッチン・シェアスペースの3つの機能を通じて、まちの起業へつなげるだけでなく、中心市街地周辺で働く人の発掘から、人が集う仕組みを構築することで、持続したまちの活性化を推進していくことを目的に設置しています。

チャレンジショップについて

「SHARE BASE つむぎや」で行うチャレンジショップは、南海泉佐野駅（以下「泉佐野駅」と言います。）周辺で新たなにぎわいと交流を創出し、一緒に泉佐野市の魅力を発信していただける方を募集します。

はじめて出店される方が、実店舗を持つまでに必要となる、オペレーションスキルや、経営ノウハウを培う場を提供することに加え、チャレンジショップに出店された方だけでなく、「SHARE BASE つむぎや」を利用されているプレイヤーたちともつながりあう交流の場とともに、まちの起業が次から次へと生まれるコミュニティ拠点となる場をめざします。

●概要

- ・名称：SHARE BASE つむぎや
- ・場所：泉佐野市栄町5番1号
- ・営業期間：2021年4月1日～2022年3月31日（予定）
- ・営業時間：9時～23時（予定）
- ・運営主体：バリュー・リノベーションズ・さの（以下「VRS」と言います。）
〒598-0054 泉佐野市栄町5番2号
TEL：072-477-7365
FAX：072-477-8258
HP：<https://vr-sano.com/>

●公募内容

出店資格・条件

- (1)コロナ禍の状況を踏まえ、飲食提供をする場合はテイクアウトが可能とすること。
- (2)出店する店舗は、泉佐野市内に本店や支店をもつ中小企業または個人事業主が営業すること。
- (3)飲食提供に関わる保健所の営業許可は、出店者自らで取得してください。
- (4)現在、店舗営業を行っている必要はありません。選考に当たっては、将来的に泉佐野駅周辺エリアで起業や出店の意志がある出店者を優先します。
- (5)過去に食品衛生法その他関係法令に基づく処分を受けたことがない出店者としま

す。

- (6)毎月の売上等の報告とヒヤリングの実施をさせていただくほか、出店終了後は記録写真とアンケートをご提出いただきます。
- (7)その他、VRS が必要と認めた条件に基づく出店。

・募集期間：随時募集

VRS のホームページより、応募用紙をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、メール又は郵送（追跡確認できるもの）にてご提出ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点により、直接 VRS に持ち込みによるご提出はご遠慮ください。

・募集物件：飲食店（昼の部）8 時～16 時 30 分（出店日数等は応相談）

飲食店（夜の部）17 時～24 時（出店日数等は応相談）

飲食店（終日）8 時～24 時（オープン日は応相談）

物販店 9 時～16 時 30 分（出店日数等は応相談）

・入居期間：2021 年 4 月～（1 カ月（暦月）単位で賃貸）

※最低 3 か月以上の出店を確約できる方を優先します。オープンの日は協議の上、決定とします。

・営業時間：飲食店（昼の部）9 時～16 時の間で設定してください

飲食店（夜の部）16 時～23 時の間で設定してください

飲食店（終日）9 時～23 時の間で設定してください。

物販店 10 時～16 時の間で設定してください。

※時間帯等は状況により変更する場合がありますのでご注意ください。

・休店日：各自で設定してください。

・利用条件：カギ等の施錠、管理

コワーキングスペースの運営（10 時～17 時の間のみ《予定》）

店舗内及び店舗周辺の清掃

クレーム対応等

※出店不可の法人等

①チェーンストアを営む小売業法人であって、年商 10 億円以上であるフランチャイズチェーン店舗

②泉佐野市暴力団排除条例（平成 24 年泉佐野市条例第 28 号）第2条第1号から第3号のいずれかに該当する法人又は個人

③宗教活動や政治活動を目的としている法人又は個人

●出店料

毎月お支払いしていただくチャレンジショップ利用料（出店料）は以下の通りです。

出店が決まってから、翌月分の利用料金を毎月 25 日までにお振込みください。

※25 日が土日祝日の場合は、その前の平日までにお振込みとなりますので、ご注意ください。

・利用料（例）

（税込）※9月まで

項目	内容	単位	価格
シェアキッチン (飲食)	昼（8時～16時30分）※スポット	日	3,000
	昼（9時～16時30分）※暦月利用	月	60,000
	夜（17時～24時）※スポット	日	5,000
	夜（17時～24時）※暦月利用	月	85,000
	終日（8時～24時）※暦月利用	月	130,000
シェアショップ (物販・棚貸)	昼（9時～16時30分）	日	1,000
	月（暦月単位）	月	15,000

★料金については一例であり、利用日数や利用時間帯、利用設備等により変動しますので、事前にご相談ください。

★上記料金には、準備から後片付けの時間を含んだ料金となります。

★上記料金には共益費は含まれていません。

飲食の場合：利用料の20%、物販の場合：利用料の10%

※共益費には、上下水道料金、電気料金、飲食設備利用料、ゴミ処理手数料、機械警備利用料、Wi-Fi利用料が含まれます。

※共益費は、VRSが指定した厨房設備が含まれるのみとし、指定した以外の設備は別途料金をいただきます。

※入店時に、運営負担金として消毒液の購入などの費用として、3,000円（税別）をいただきます。

※VRSに事前の許可なく、本人以外の使用や許可を受けた日時以外で使用した場合は、正規の料金の3倍の料金（別途共益費必要）を頂戴します。

※利用中又は退去時に著しい汚損、破損確認された場合は、修繕費として別途費用を請求します。

●提出書類

- ・【様式1】SHARE BASE つむぎや チャレンジショップ 出店申込書
- ・【様式2】チャレンジショップ 事業計画
- ・販売許可証類（許認可が必要な場合）
- ・その他、VRSが必要と認めた書類

●選考基準

- ・「SHARE BASE つむぎや」の趣旨に沿った運営を行えること

- ・泉佐野駅周辺のにぎわいや交流の拠点となり得る提案となっていること
- ・泉佐野駅周辺やさの町場の魅力発信につながること
- ・「SHARE BASE つむぎや」周辺の店舗と交流が図れること
- ・自分だけでなく、他の出店者や周囲の店舗にも波及効果を与える努力が認められること

●出店までの流れ

- ・出店については、公募で受け付けております。VRS のホームページで内容等を掲載します。
- ・選考結果の疑義は認めませんので、ご了承ください。

(1)出店申込書の提出

店舗の空きにより、その都度募集いたします。募集については、VRS のホームページでお知らせしますので、申込書等をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、メール又は郵送（下記に記載）でご提出ください。受領後すみやかに受領確認のご連絡を差し上げます。

メール：tsumugiya@vr-sano.com

郵送：〒598-0054 大阪府泉佐野市栄町 5 番 2 号

バリュー・リノベーションズ・さの

チャレンジショップ受付担当者宛て

(2)選考審査

選考基準に基づき、VRS で出店審査を行います。面談の上、出店の可否を決定しますので、ご留意ください。選考結果につきましては、書類受付後、概ね 10 日程度でご連絡差し上げます。

(3)実施計画書の提出

選考により、VRS が出店を認めた場合、決定した旨のご案内をメール又は文書にて通知しますので、2 週間以内に実施計画書をご提出ください。実施計画書及び利用料金の受領をもって、出店が承認されたこととなります。ただし、期間内に実施計画書をご提出いただけなかった場合は、出店のキャンセルとして取り扱わせていただきますので、ご注意ください。

(4)利用料金の前払い

実施計画書の受領後直近の 25 日までに出店料の 1 カ月分と運営負担金のお振込みをお願いします。お振込みが確認されましたら、正式に出店決定とさせていただきます。

(5)出店許可証の発行

ご入金が確認されましたら、VRS より出店許可証を郵送します。出店日までに、現場

の下見や適宜打合せを重ね、出店という流れになります。

(6)出店に関する各種手続きの申請

食品の提供を行う場合は所轄保健所へ必要な食品営業許可等を申請・取得し、営業許可証の写しをVRSまでご提出をお願いします。PL保険の加入に加え、損害保険にも加入してください。(次の項目「出店に関する各種手続きについて」をご参照ください。)

●出店に関する各種手続きについて

- ・出店に関する関係行政機関との調整や必要資格の取得申請は、出店者自ら行っていただきます。
- ・食品営業許可等の申請料金は出店者の負担となります。
- ・出店の際に、その他加入した保険がございましたらお知らせください。
- ・各種申請の許可が下りず、出店ができなかった場合に生じる損害や不利益についてVRSは一切責任を負いません。なお、出店できなくなった場合でも、事前にお振込みいただいた出店料、運営負担金の返還はできませんので、ご了承の程、よろしくお願ひします。

飲食の営業許可申請について

- ・お申込みいただく前に飲食に関する出店内容を、泉佐野保健所に事前にご相談してください。出店決定後も内容を変更する場合は、その都度、同保健所へご相談お願いします。
- ・当該保健所へ営業開始予定日の2週間前までに食品営業許可を申請し、許可取得後、営業許可証の写しをVRSに提出してください。許可を得ていない場合は、出店をお断りしますのでご注意ください。
- ・飲食提供を行う場合は出店期間中、食品衛生責任者の資格を有するスタッフが現場に常駐してください。他の店舗との兼任は認められていません。
- ・必ず、許可証及び食品衛生責任者の氏名を店内に掲示してください。

○泉佐野保健所 生活衛生室 衛生課

TEL：072-464-9688

住所：泉佐野市上瓦屋583番地の1

電気に関するご注意

飲食店を行うための必要な設備は備えておりますが、出店者が所有する設備の持ち込みを希望される場合は、使用できる電気容量やスペース、搬入可能な大きさに制限がございますので、必ず事前にご相談ください。

PL保険(生産物賠償責任保険)の加入について

食中毒に関する対策のため、PL保険(生産物賠償責任保険)等への加入をお勧めします。食中毒が発生した場合でも、VRSは一切責任を負いませんのでご注意ください。

損害保険加入について

出店者に起因する事故等は、自己責任で賠償等のご対応をお願いすることになりますので、損害保険の加入をお勧めします。出店者に起因する事故等が発生した場合でも、VRSは一切責任を負いませんのでご注意ください。

アルコール類の販売について

瓶・缶等に入っている酒類を開封せずに販売する場合は、酒類小売業免許を取得する必要がありますので、ご注意ください。なお、営業許可を取得した飲食店で、アルコール類をメニューとして提供する場合は、税務署への免許申請は不要です。

店舗内でBGMを流す場合

市販のCDやインターネット配信された音源などをBGMとして流す場合は、出店者自身がBGM利用申請や著作権の許諾などの必要な手続きをしてください。

●出店期間中の注意事項について

- ・利用中及び設営撤去の際の安全確保は各自で行ってください。
- ・ゴミは出店者ごとに毎日適切に処理し、環境美化に努めてください。
- ・店舗内の適切な管理と、店舗周辺の美化、清掃活動の実施に努めてください。
- ・販売をする場合は、返品・交換の対応ができるように、連絡先を明記したショップカードや領収書を渡すようにしてください。お客様とのやり取り、クレーム等のトラブルは、出店者側で対処してください。
- ・閉店時間中や店舗を離れる際は、必ず店舗の施錠や機械警備を設定し、盗難やいたずら被害の防止に努めてください。
- ・シェアキッチンとなるため、食中毒や感染症などが発生した場合の責任の所在を明確にするため、冷蔵庫に食材を保管したまま、別の出店者が冷蔵庫に保管している食材等を利用することの無いように、持ち帰る又は廃棄するなどの適切に処分をしてください。
- ・食中毒や感染症などが発生しないように十分注意してください。
- ・病原微生物やアレルゲン物質の残存による汚染が持ち越されないよう毎終業後の洗浄消毒・清掃の徹底をお願いします。特にシェアキッチンとしている関係上、別の出店者に影響の出ないよう、よろしくお願いします。
- ・別の出店者に起因する食中毒等が発生し、消毒などの必要な措置をとるため、営業を停止しなければならない場合がありますので、ご注意ください。この場合の既納分の利用料金はご返金いたします。
- ・家庭の台所など営業許可を取得していない施設で製造された食品の持込みは、法令等により禁止されていますので、ご注意ください。
- ・出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うことになりますので、ご注意ください。
- ・「SHARE BASE つむぎや」にはストックヤードはありませんので、食品や商品などの

管理、保護については、出店者各自で責任を負っていただきます。盗難、紛失、火災、損傷、事故、気象災害などに対して、VRS はその損害を補償しませんので、ご注意ください。

- ・出店者の起因による事故等は、自己責任で賠償等の対応をしていただきますので、ご留意ください。
- ・店舗内で既存の空調設備以外の暖房機器類の使用・保管は行わないでください。
- ・混雑時は、事故等が無いよう、利用者の誘導整理を行い、歩行者の動線の確保に努めてください。
- ・天候悪化等の事情による危険回避のため、VRS より営業中止を指示する場合がありますので、必ず指示に従ってください。この場合のチャレンジショップ利用料は、返金又は翌月分の料金より相殺するなどの対応をさせていただきます。
- ・「SHARE BASE つむぎや」や、周辺エリアで開催されるイベント実施時には、別途ご協力をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・法令や行政官庁の指導を遵守していただくとともに、公序良俗に反する物品の提示や、提供、販売等は許可できませんので、ご了承ください。
- ・売上金については、翌月 10 日までに VRS 所定の報告書に記入の上、VRS までご報告をお願いします。

※2021 年 6 月より、全ての食品等事業者の方々に HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理に取り組んでいただくことになります。出店が決まった場合は、衛生管理計画や記録類の作成が必要となりますので、ご留意ください。

※HACCP（ハサップ）：「Hazard（危害）」「Analysis（分析）」「Critical（重要）」「Control（管理）」「Point（点）」の 5つの単語の頭文字に由来する、衛生管理の手法

●禁止事項について

出店者及びその従業員は、次に掲げる禁止事項を遵守してください。お守りいただけないと認めた場合は、出店を取り消しますので、ご注意ください。

- ・出店者の権利を VRS の許可なく、第三者に譲渡、転貸又は販売等の運営管理を委託すること。
- ・VRS に事前の相談なく店舗内の改造、穴あけ、釘打ち、塗装、貼り紙、過度な装飾をすること。
- ・VRS の事前の許可なく、VRS が指定した日時以外で使用すること。
- ・呼び込み販売及び指定された場所以外での立売りをすること。
- ・出店申請して許可された品目以外の商品を販売すること。
- ・VRS に事前の許可なく、無断で出店を許可した日時以外に使用した場合。
- ・拡声器の使用、店舗外に向けて音楽を流す行為。
- ・政治活動、宗教活動等の勧誘活動をすること。
- ・指定場所以外での喫煙。
- ・暴力団又はその構成員が利用すること。その他、暴力団の活動の利益となる利用。

- ・仮囲いへの装飾や加工。

●キャンセルについて

- ・選定により出店が決定した後に出店のキャンセルした場合は、出店料の1カ月分を違約金としてお支払いしていただきます。
- ・出店期間の短縮については、応相談となります。開始日の変更等はできません。

●出店場所：

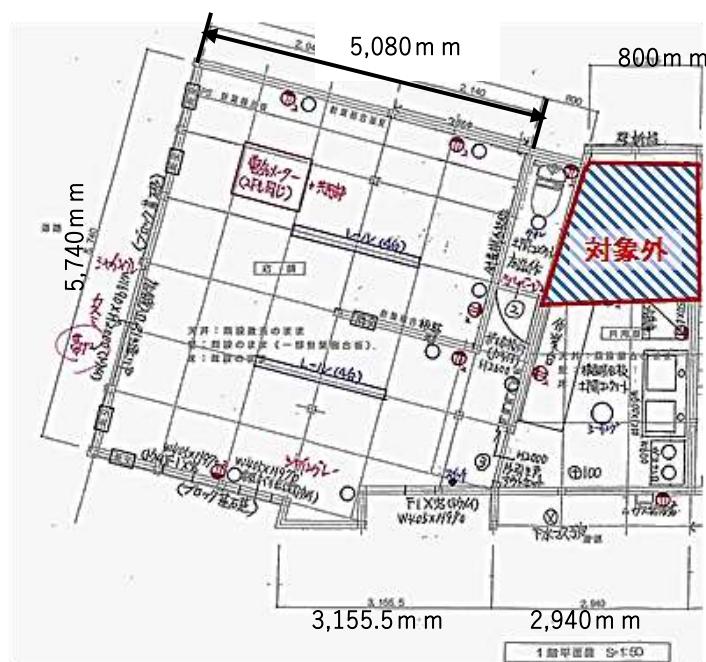
泉佐野市栄町 5 番 1 号

「SHARE BASE つむぎや」



●出店ブースの平面図

出店ブース全体平面図





●注意事項

- ・店舗を汚損、破損した場合は必ずVRSに申し出てください。
- ・店舗や店舗内の厨房機器や電気設備等の設備を故意又は過失により破損したと認められる場合、当初の申請とは異なる内容を実施して破損した場合等は、修繕費を請求することになりますのでご留意の程、よろしくお願ひします。

●店舗設備に関する注意事項

(1)販売に関する必要物品や装飾等について

- ・販売に必要備品、物品などは、SHARE BASE つむぎやのコンセプトを考慮し、出店者が容易、設置してください。
- ・店舗内装への塗装、直接打設や接着は禁止です。
- ・装飾物や掲出物は必ず店舗内に収め、地震による落下や店頭、移動が起きないよう確実に固定をしてください。ただし、壁や床、天井にくぎなどで穴をあける行為や、接着剤や強力粘着テープでの固定など傷や跡が残る固定は禁止です。
- ・サインなどの掲出については、法令を遵守するとともに、窓への過度な掲出や、電飾での装飾はできません。
- ・持ち込みされた物品や装飾等は必ずお持ち帰りしてください。VRS が許可した場所以外に置いたままになっている物品や装飾等は処分しますので、ご注意ください。なお、処分に要する費用が発生した場合は、放置された出店者に請求をさせていただきます。

(2)販売に関する必要物品や装飾等について

- ・電気使用料については、共益費に含まれておりますので、チャレンジショップ利用料と一緒にお支払いいただくことになります。
- ・施設内の通電時間は 24 時間となっていますが、各自で営業時間外は不要な電源をお切りいただく等、適切な管理をお願いします。なお、適切に管理されていない状況が認められた場合、電気使用料を別途請求することがありますので、ご注意ください。
- ・電気容量に限りがありますので、申請の無い機器の電源使用は禁止します。
- ・持ち込みされた物品や装飾等は必ずお持ち帰りしてください。VRS が許可した場所以外に置いたままになっている物品や装飾等は処分しますので、ご注意ください。なお、処分に要する費用が発生した場合は、放置された出店者に請求をさせていただきます。

(3)電話回線、インターネット回線の使用について

- ・電話回線の工事をする場合は、事前に VRS と協議を行い、VRS が承認した場合のみ工事が可能となりますので、ご注意ください。
- ・インターネット環境は整備していますので、ご自由にご利用ください。

(4)給排水について

- ・泉佐野市上水道、下水道を整備しています。
- ・上下水道使用料は、共益費に含まれていますので、チャレンジショップ利用料と一緒にお支払いいただくことになります。
- ・各自で給水は不要な使用を控える等、適切な管理をお願いします。なお、適切に管理されていない状況が認められた場合、上下水道使用料を別途請求することがあり

ますので、ご注意ください。

- ・調理の際に出た固体物・油などは、配水管に絶対に流さないでください。冬季間は、水道管が凍結する場合もありますので、出店者各自で管理をお願いします。排水管の詰まり等で、排水管の復旧工事が必要となった場合は、復旧作業費用に加え、他の出店者に影響が生じた場合は、その期間に生じる損失補償料を請求させていただきます。

(5)調理・火気の取扱いについて

- ・必ず事前に設置している消火器の場所を確認しておいてください。
- ・長時間、コンロを使用する調理をする場合は、事前にVRSにご相談ください。

(6)換気について

- ・厨房スペースでガス等を使用する場合は換気扇を回す等して、しっかりと換気してください。

(7)ゴミの処理について

- ・廃棄物処理法などの関係法令を遵守し、分別等は各自で適切な処理をお願いします。
- ・ゴミは店舗内で回収してください。
- ・VRSが指定する袋に入れて、所定の場所にゴミを入れてください。
- ・営業時間終了時等、指定のごみ回収場所以外にゴミが放置されていた場合は、後日処理費用を請求させていただく場合がありますので、ご注意ください。

●出店に関する詳細について

(1)期間について

- ・月単位で使用される場合は、3ヶ月を1クールとし、原則6ヶ月までの出店とします。
- ・上記の期間中であっても、「●禁止事項」の記載の項目や、この要領に禁止している事項、及び出店時に誓約した事項を遵守できない場合は、退店していただく場合があります。
- ・VRSから売上の改善提案を受けたにも関わらず、売上が基準に満たない期間が3ヶ月以上続いた場合も、退店していただく場合があります。

(2)搬入出について

- ・実施計画書に搬入出の計画について記載してください。
- ・基本的に設備や什器は備えていますが、物販を行う場合でショーケースなどを利用される場合は、設置場所等の協議が必要となりますので、事前にVRSまでご相談ください。
- ・駐車場は、専用駐車場や荷捌き所がないので、近隣の有料駐車場をご利用ください

い。

(3)臭いについて

- ・臭い、煙等が発生する恐れのある食品や設備については、他の出店者や利用者への影響を考慮し、相談・調整が必要となります。

(4)サンプリング・宣伝活動等について

- ・原則、SHARE BASE つむぎや内又はその周辺での呼び込み、客引き、サンプリングの配布、勧誘活動等の行為は禁止していますので、ご注意ください。

(5)映像撮影・写真撮影・録音について

- ・映像撮影や写真撮影、録音などを行う場合は、事前にVRSに申請をお願いします。
- ・VRSが直接マスコミ等の取材を受けた場合は、お知らせしますので、取材のご協力をお願いします。
- ・歩行者や走行車両の撮影の際は、肖像権やプライバシーに配慮し、トラブルが起きないよう、出店者自身の責任で対応をお願いします。

(6)宅配便や郵便物の受取について

- ・宅配便や郵便物の受取をVRSで行う場合は別途料金を必要です。
- ・大きな物品を運び入れる場合には、事前に申請が必要となります。荷捌き所はございません。
- ・契約されていない荷物の受取はお断りしますので、ご注意ください。

(7)鍵の管理について

- ・利用期間中の店舗の鍵は、出店者自身で管理していただきます。
- ・鍵の受け渡しはVRSが指定した日でお渡しします。鍵の返却は最終日にお願いします。
- ・鍵を紛失した場合には、鍵の交換費用や修理費を全額ご負担いただきます。
- ・鍵の複製や第三者への貸与は禁止します。

(8)駐車について

- ・専用駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ・前面道路等の路上駐車はできません。

(9)安全管理について

- ・機械警備は設置していますが、店舗の防犯、安全管理は出店者の責務ですので、ご協力をお願いします。

(10)売上金の管理等について

- ・釣銭は出店者自身でご用意ください。また、売上金は出店者で管理してください。

- ・営業時間終了後に現金を店舗に残さないようにしてください。
- ・売上金については、毎月 10 日までに VRS 指定の様式でご報告お願いします。

(11)退去について

- ・利用期間内に原状回復をし、清掃を行ってから退去をお願いします。清掃を行わず
に退去した場合は、清掃等のかかった費用を請求しますので、ご注意ください。
- ・特殊な清掃が必要となった場合の清掃費用は、出店者にご負担いただきます。

●出店要領に関するお問合せ先

バリュー・リノベーションズ・さの

TEL : 072-477-7365

Mail : info_vrs@jcom.zaq.ne.jp

問合せ時間：10 時～17 時 30 分（定休日：土日祝）

※回答にお時間を要する場合がございますので、ご了承ください。